

事故防止 182号
平成22年11月15日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 48」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、11月15日に「医療安全情報 No. 48」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当機構のホームページ（<http://www.med-safe.jp/>）にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

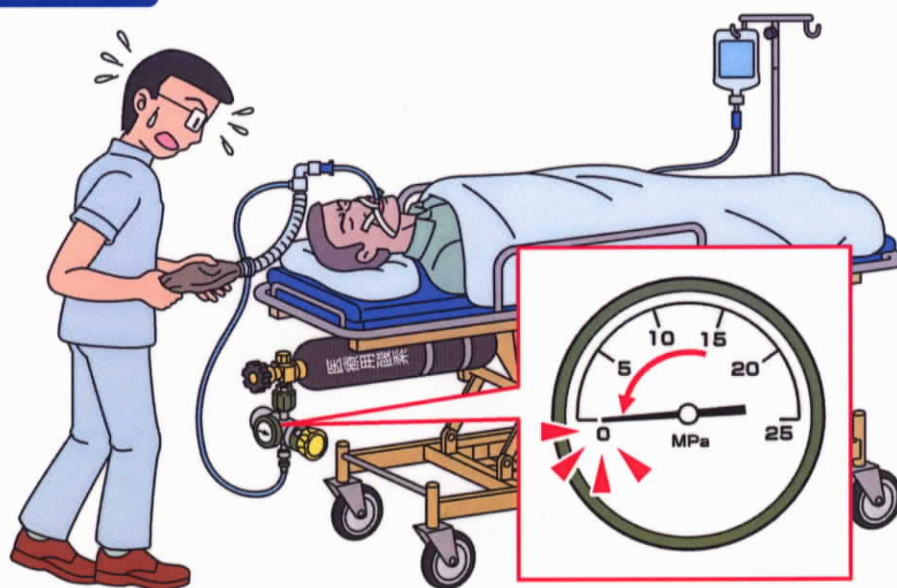
No.48 2010年11月

酸素残量の未確認

酸素ボンベ等の残量の確認に関連した事例が6件報告されています。(集計期間: 2007年1月1日～2010年9月30日、第17回報告書「共有すべき医療事故情報」(P183)一部を掲載)。

移動の際に使用した酸素ボンベの残量がゼロになったため、患者の呼吸状態に影響があった事例が報告されています。

事例のイメージ



〔酸素残量の未確認〕

事例

人工呼吸器装着中の患者を検査室へ移送する際、ジャクソンリース回路による人工呼吸を行っていた。検査室に到着後バッグのふくらみが悪くなったので、酸素ボンベを確認したところ、酸素の残量が無いことに気付いた。ボンベを交換している最中に心肺停止状態となり、救急蘇生を実施した。使用前に酸素ボンベの酸素残量の確認を怠っていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・酸素ボンベ使用開始時には、圧力計で酸素の残量を必ず確認する。
- ・使用中にも随時、圧力計で酸素の残量を確認する。

参考)酸素ボンベ使用可能時間(分)の一例

		圧力計の表示(MPa)					
		14	13	12	11	10	9
酸素 流量 (L/分)	1	490	455	420	385	350	315
	2	245	228	210	193	175	158
	3	163	152	140	128	117	105
	4	123	114	105	96	88	79
	5	98	91	84	77	70	63
	：	：	：	：	：	：	：
	10	49	46	42	39	35	32

※酸素ボンベの使用可能な時間の目安をお示ししています。

※換算式は、酸素使用可能時間[分]=ボンベ容積[L]×圧力計の表示[MPa]×10/酸素流量[L/分]を使用しておりますが、他の換算式もあります。

※酸素ボンベの容積を3.5Lとして計算しています。

※ボンベ内に残る酸素の量が含まれています。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/html/index.htm>